

議案第111号

山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

山陽小野田市体育施設（山陽小野田市民体育館、山陽小野田市武道館（柔剣道場及び弓道場）、山陽小野田市アーチェリー場、山陽小野田市民プール、山陽小野田市野球場、山陽小野田市サッカー場、山陽小野田市厚狭球場、山陽小野田市下村テニスコート、山陽小野田市岡石丸運動広場、山陽小野田市高千帆運動広場、山陽小野田市小野田運動広場及び山陽小野田市赤崎運動広場）

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社晃栄

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで